

確定申告 申告相談

平成19年分所得税

平成20年度町県民税

受付期間＝2月18日(月)～3月17日(月)



町では、上記期間中申告相談を受付けますので、お早めに申告してください。

なお、地区日程日に申告できない人は、受付期間内に申告してください。(土・日曜日を除く)

収支内訳書、医療費控除の明細書は事前に作成してご持参ください。

申告しなければならぬ人

- ①平成19年中に営業、農業、配当、不動産、譲渡などの所得があった人
 - ②給与所得者で、次に該当する場合
 - 給与の年収が2,000万円を超える人
 - 2か所以上から給与等を受けていたり、年の途中で退職をして、年末調整をしていない場合
 - 年末調整後に、内容に変更が生じた人
 - 給与所得のほかに、①のような所得がある場合
 - 給与所得のみの人でも、事業主が「給与支払報告書」を町へ提出していない場合。
 - ③公的年金受給者で、次に該当する場合
 - 公的年金収入以外に、①のような所得がある場合
 - 公的年金収入のみで、所得控除を受ける場合
 - ④医療費控除・住宅特別控除・寄付金控除・雑損控除などを受けようとする人
 - ⑤国民健康保険加入世帯の世帯主
 - ⑥住民税の住宅ローン控除の対象の人
- ※右記に該当しない場合(例えば、給与所得のみで年末調整を受けている場合や、所得が無く家族の扶養になっている場合)は、申告の必要はありません。
- ※青色申告の人、損失申告の人、土地・建物・株式等の譲渡所得のあった人及び贈与・相続・消費税については、税務署に申告してください。

申告に必要なもの

- ①印かん
 - ②申告書(税務署から送付されている人)
 - ③申告者名義の預貯金通帳(確定申告での所得税の口座振替による納付又は還付金の受領の口座振込制度利用推進のため)
 - ④平成19年中の所得が明らかにできる書類
 - 給与・報酬・賃金・年金等がある人は、源泉徴収票、支払調書(原本)
 - 営業・農業・不動産所得のある人は収支内訳書(事前に作成し控えを保管すること)
 - 配当・一時・雑所得のある人はその所得の内容を証明する書類
 - ⑤国民健康保険税、国民年金保険料、医療費、生命保険料、個人年金保険料、損害保険料の支払いのある人は、領収書又は証明書。障がい者控除を受ける人は障がい者手帳又はそれに準ずる書類
 - ⑥ボールペン・計算器具(電卓等)
- 申告をしなかったら...**
- 国民健康保険加入者は、保険税の軽減が受けられません。
 - 国民年金保険料の申請免除が受けられません。
 - 児童扶養手当が受給できません。
 - 扶養関係・福祉関係の手続きなどに必要な証明書の交付ができません。

受付時間

午前の部

午前8時45分～

11時

午後の部

午後1時～4時

会場

上三川町役場

3階大会議室

※混雑のため長時間お待ちいただく場合があります。また、混雑の状況により午前の受付でも、午後になる場合がありますのでご了承ください。

所得税の確定申告・町県民税の申告相談日程表

| 日付 | 地区名 |
|----------|------------------------------------|
| 2月18日(月) | 三ツ家・常光坊・下町1区・2区・雇用促進住宅・雇用促進住宅南 |
| 2月19日(火) | 下町3区・4区・5区・中町・大町・東館南部・泉町・三本木 |
| 2月20日(水) | 上町・東館北部・日産アパート |
| 2月21日(木) | 井戸川・愛宕町・願成寺・上蒲生東・桃畑・友愛苑 |
| 2月22日(金) | 上蒲生北部・上蒲生南部・下蒲生・坂上河原 |
| 2月25日(月) | 五分一・三村・坂上本田 |
| 2月26日(火) | 峰町・睦洲・しらさぎ・マロニエプラザ |
| 2月27日(水) | 大山第1・第2・第3・第4・天神町 |
| 2月28日(木) | 西町・本町・城台・下多功・多功下坪・下梁・間の田 |
| 2月29日(金) | 下神主・上神主・薄市・石田下坪・西田南・西田北・トータスホーム |
| 3月3日(月) | 島崎・石田上坪・鞘堂・西浦・富士見台・県営かみのかわ住宅 |
| 3月4日(火) | 上梁・川中子1区・2区・3区・ゆうきが丘第1・第2 |
| 3月5日(水) | ゆうきが丘第3・第4・第5 |
| 3月6日(木) | 本郷台第1・第2 |
| 3月7日(金) | 本郷台第3・上郷1区・2区 |
| 3月10日(月) | 上郷3区・4区・5区・西蓼沼・青雲寮 |
| 3月11日(火) | 東蓼沼西・東蓼沼東・中根・向川原・上文挾・西汗上東・露無・ひがしはら |
| 3月12日(水) | 東汗東・東汗西・西木代 |
| 3月13日(木) | 西汗上西・西汗下 |
| 3月14日(金) | 磯岡・美里・並木 |
| 3月17日(月) | 申告書審査日 |

国民年金保険料の納付証明書等の添付(提示)義務について

国民年金保険料を社会保険料控除する場合に、1年間の納付額を証明する書類を添付等することが義務づけられています。社会保険庁から納付額を証明した控除額証明書(ハガキ)が送付されますので、申告の際はこの証明書や領収書を必ず持参してください。

国民年金保険の領収書や控除証明書をなくしてしまった場合は?

社会保険事務所や専用コールセンターに、「基礎年金番号」「氏名」「住所」「生年月日」等を申し出て、控除証明書の再発行を依頼してください。

▼連絡先Ⅱ
 宇都宮西社会保険事務所
 ☎028(622)4222
 専用コールセンター
 ☎0570(00)9911

医療費控除を受けられる人へ

自己、又は生計を共にする配偶者や、その他親族のために医療費を支払った場合には、医療費控除の計算方法、又は下の算式によって計算した金額を、医療費控除として控除されます。

医療費の控除を受ける人は、医療費の領収書を「医療費を受けた人」「医療機関」「支払医療費」の順に整理・計算し、事前に医療費の明細書に記入のうえご持参ください。明細書の用紙は税務課に置いてあります。

医療費控除の計算方法

$$\begin{aligned} & \text{医療費控除額(最高200万円)} \\ & = 10\text{万円又は総所得金額の} \\ & \quad 5\%(\text{どちらか少ない額}) \\ & \quad - \text{保険金などで補てんされる} \\ & \quad \quad \text{金額} \\ & \quad - \text{その年中に支払った医療費} \end{aligned}$$

☆必要な書類等

医療機関からの領収書、支払った医療費に対し社会保険などから支給を受けた療養費や分娩費のほか、給付された金額を明らかにする明細書

※介護サービスに対する支払額のうち医療費控除の対象となる金額については、領収書に明記してください。

●医療費とならないもの

- ・医師などへの謝礼
- ・健康診断や美容整形の費用
- ・疾病予防や健康増進などの医薬品や健康食品の購入費等

▼問い合わせ先Ⅱ

税務課 住民税係
 ☎669122

新築・購入・増改築をした人は忘れずに：
住宅借入金等特別控除申告説明会

平成19年中に住宅ローンを利用して住宅を新築・購入・増改築をした人は、一定の要件にあてはまれば、次の①又は②のいずれかを選択して住宅借入金等特別控除を受けることができ、所得税が軽減されます。(一度どちらかを選択すると、あとから変更することはできません。)

この特別控除を受けるには、最初の年に確定申告

告をする必要があります。

給与所得者を対象に、左記により申告説明会を開催しますの
で、住宅借入金等特別控除を受ける人は出席してください。

▼日時 2月8日(金)午前10時及び午後1時30分の2回

※出席される人は、必ず開始時間10分前までに受付を済ませてください。

▼場所 II 役場3階大会議室

◎説明会においては、申告書の作成まで説明・指導しますので、その場で申告を済ませることが出来ます。

◎当日来られない人で、還付申告書の作成などで相談を希望される人は、宇都宮税務署特設会場(マロニエプラザ2月4日(月)～3月17日(月)又は、町役場の確定申告(2月18日(月)～3月17日(月))をご利用ください。

◎当日以外で申告書を提出する人は、できるだけ自分で作成し、郵送などで提出されるようご協力ください。

■各種要件

新築住宅

●住宅取得後6か月以内に入居し、引き続き住んでいること。

■申告に必要な書類等

- ①住民票(平成20年1月1日以降に発行したもの)
- ②工事請負契約書又は売買契約書のコピー(契約年月日、契約金額、契約者名、物件記載のページ及び収入印紙が貼付してあるページのコピーが必要です。)
- ③宇都宮法務局交付の最新の建物の登記事項証明書(登記簿謄本)
※権利証(登記済証)は登記事項証明書ではありません。
- ④宇都宮法務局交付の敷地等の登記事項証明書(登記簿謄本)、敷地等の売買契約書の写し(住宅敷地等の取得にかかる借入金が含まれている場合)
- ⑤住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書(2か所以上から交付を受けている場合はすべての証明書)
- ⑥増改築などの場合は、①～⑤のほか建築確認済証の写し、又は建築士の交付を受けた増改築等工事証明書
- ⑦平成19年分の給与の源泉徴収票(原本)
- ⑧印かん及び申告者名義の預貯金口座
- ⑨ボールペン、卓上計算機

●家屋の床面積が50㎡以上で、かつ、2分の1以上が居住用であること。

●控除を受ける年の所得金額が、3,000万円以下であること。

●民間の金融機関や、住宅金融公庫などの住宅ローンを利用していること。

●住宅ローンの返済期間が10年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること。

●入居した年又はその前後2年以内に、譲渡所得の課税の特例の適用を受けていない(受けない予定である)こと。

中古住宅

●新築住宅の要件に当てはまること。

●その家屋の取得の日以前、20年以内(マンション等の耐火建築物については25年以内)に建築されたものであることなど。

●建築後、使用されたことがある家屋であること。

●自己の所有している家屋で、自己の居住用に使用しているものの増改築であること。

●増改築をした後の家屋の床面積が50㎡以上で、しかも上記の新築住宅の要件も満たしていること。

●増改築等の工事費用が、100万円を超えるものであること。

●自己の居住用部分の工事費用の額が、増改築等の工事費用

◎控除額の算出方法(最高控除額200万円)

①住宅借入金等特別控除(控除の期間10年)

| | | | |
|--------|------------------------------|---------|--------------------|
| 1～6年目 | 住宅ローン控除等の年末残高 (最高2,500万円) | ×1% = | 控除額 (最高25万円※) |
| 7～10年目 | 住宅ローン控除等の年末残高 (最高2,500万円) | ×0.5% = | 控除額 (最高12.5万円※) |

②住宅借入金等特別控除の特例(控除の期間15年)

| | | | |
|---------|------------------------------|---------|------------------|
| 1～10年目 | 住宅ローン控除等の年末残高 (最高2,500万円) | ×0.6% = | 控除額 (最高15万円※) |
| 11～15年目 | 住宅ローン控除等の年末残高 (最高2,500万円) | ×0.4% = | 控除額 (最高10万円※) |

住宅のバリアフリー改修工事等に係る住宅借入金等特別控除

- 平成19年4月1日以降に住宅ローン等を利用してマイホームをバリアフリー改修工事（その工事費用（補助金等をもって充てる部分を除く。）が30万円を超えるものに限り、）を含む増改築等工事を行い、居住の用に供した場合、一定の要件に当てはまれば5年間、特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けることができます。
- 住宅借入金等特別控除又は住宅借入金等特別控除の特例と選択適用できます。

【控除額の算出方法】

平成19年4月1日～平成20年12月31日居住分
対象工事①+②の合計で1,000万円を限度

| | | | |
|--------------------|----------|-------|------|
| | | 最高控除額 | 60万円 |
| | ローン控除 | 控除年 | 控除率 |
| ①増改築工事費用 | ～1,000万円 | 1～5年目 | 1.0% |
| ②うちバリアフリー改修工事費用(※) | ～200万円 | 1～5年目 | 2.0% |

※一定のバリアフリー改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額（200万円を限度）に相当する住宅ローンの年末残高

【対象者】

a 50歳以上の者 b 要介護又は要支援の認定を受けている者 c 障がい者である者 d 前記 b 若しくは c に該当する者又は65歳以上の者である親族と同居を常況とする者

【控除を受けるための手続き】

確定申告書に次のような書類を添付することが必要です。

- ①（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書
- ②住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ③登記事項証明書
- ④工事請負契約書
- ⑤住民票の写し
- ⑥増改築等工事証明書
- ⑦対象者がb又はdでbに該当する者の場合は介護保険の被保険者証の写し
- ⑧補助金等の額を証する書類

【対象となるバリアフリー改修工事】

- ①廊下の拡幅
- ②階段の勾配の緩和
- ③浴室改良
- ④便所改良
- ⑤手すりの設置
- ⑥屋内の段差の解消
- ⑦引き戸への取替え工事
- ⑧床表面の滑り止め化

気をつけよう…振り込めサギやエセ行為

にせ税理士にご注意を！

税金の申告手続などを税理士に依頼する人が多いと思いますが、その際には、法律により税理士業務を行うことができる人に依頼してください。この時期には、税務書類の作成などを税理士に依頼する人が多いことに便乗して、税理士業務を行えない人が申告書の作成などを行っている場合があります。このようないわゆる「にせ税理士」は、法律に違反するだけでなく、依頼した人に迷惑をかける結果となることが多いので、くれぐれもご注意ください。

税務署職員を装った不審な電話

最近、税務署職員を装い、現金自動預け払い機（ATM）を操作させ、振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。税務職員が納税者の皆さんに電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。

ご不審な点があるときは、宇都宮税務署まで電話等によりお問い合わせください。

▼問い合わせ先＝宇都宮税務署 総務課
☎028(621)2151

税務署からのお知らせ

正しい申告を！

所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っている皆さんが、税法に従って自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告、納税するという『申告納税制度』を採用しています。

確定申告をしなければならぬ人が期限までに申告をしなければなり、誤った申告をしますと、後で不足分を納めるだけでなく、不足税額の15%、又は10%の加算税が課せられる場合があります。さらに延滞税も納めなければならないこととなります。

国税庁ホームページで確定申告書等の作成ができます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成することができ、ここで作成した申告書を印刷し、税務署に提出できます。

アドレス＝<http://www.nta.go.jp>

入力画面の案内に従って金額等を入力しますと、計算結果の表示や印刷ができます。

詳しい利用方法はホームページをご覧ください。

白色申告の人は

収支内訳書の添付を！

事業所得や不動産所得、山林所得のある人で確定申告書を提出する人は、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければなりません。

申告書の記入に当たって！

申告書を自分で書く時は、「所得税の確定申告の手引き」などを参考にしてください。

「所得税の確定申告の手引き」に示されている記載例に基づいて記入して

いくと、所得や税額の計算が簡単にできるようになっていきますので、ご自分で記入してお早めに提出してください。

税金の還付は口座振込で

還付申告される人は、本人の預金口座への振込による還付金の受取りが大変便利です。ご利用ください。

振込みを希望される人は、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名・預金種別、口座番号を正確に書いてください。還付金振込時には、税務署から振込通知書が送付されます。

日曜日（2月24日・3月2日）

の休日でも開催

確定申告会場は『マロニエプラザ』

宇都宮税務署では平成19年分の所得税・贈与税及び個人事業者の消費税の申告の相談と申告書の受付を、昨年に引き続きマロニエプラザで行います。

開設期間は2月4日（月）から3月17日（月）までとなります。

なお、土・日曜日・祝日は開設しておりませんが、2月24日と3月2日の日曜日に限り、開設しています。（現金納付の窓口業務は行いません。）

また、期間中他の催事と重なる場合や期間の後半は、申告会場や駐車場が大変混み合い、長時間お待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

この期間以外については税務署が確定申告会場となります。

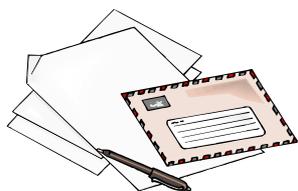
▼問い合わせ先＝

宇都宮税務署

☎028（621）2151

申告書作成ができたなら
提出は郵送でお早めに！

申告書は、郵送などにより提出することができま。確定申告の期間中は申告会場が大変混雑しますので、税務署に郵送等提出することをお勧めします。



▼送付・問い合わせ先＝

〒320-0865

宇都宮市昭和二一ー七

宇都宮税務署

☎028（621）2151

納税は期限内に
振替納税のご利用を！

平成19年分の確定申告による所得税の納期限は、3月17日（月）です。期限内に納付してください。

また、振替納税を利用されている人は、指定された預金口座の残高を確認しておいてください。振替納税をまだ利用されていない人は、手数が省けうっかり納税を忘れてしまうこともない振替納税が大変安全で便利です。ぜひご利用ください。

振替納税の場合の振替日＝

4月22日（火）

